

2. 自力摂食が不可能である。
 3. 尿失禁状態にある。
 4. 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
 5. 声は出しても、意味のある発言は全く不可能である。
 6. 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。
4. 自動車事故により高位の頸髄に横断損傷を生じ、四肢体幹の運動及び知覚に完全麻痺があり、次に該当する重度の神経障害が3月以上継続する状態にあるため常時介護を必要とする者（56年10月1日から支給）
1. 上記1.～3.までに該当する状態である。
 2. 人工介添呼吸が必要な状態である。

4. その他の制度における障害認定

（1）生活保護法（昭和25.5.4法律第144号）

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

保護の給付生活扶助の中に各種加算として障害者加算というものがありそこで障害者の範囲が定義されている。また、放射線障害者加算では、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づいて障害の定義を行っている。

①障害の定義（身障法の定義及び国民年金法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による分類）

身体障害者福祉法による1～3級に該当し手帳を取得している者。または国民年金法施行令別表による1、2級に該当する者。放射線障害者加算では原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の認定を受けたものであって、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る）とされている。

②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2.8.14 厚生省社398号）

低所得者、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）又は高齢者に対し、その経済的自立と生活意欲の助長増進、在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を確保するため、資金の貸付けと民生委員による必要な援助指導を行う。

ここで障害者更生資金など各種の資金の中で障害者という言葉がでてくるがこの要綱においては障害者を以下のように定義している。

障害の定義（身障法による分類）

身体障害、精神薄弱又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者。身体障害者福祉法第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のあるもの（の属する世帯）。

（２）障害者の雇用促進等に関する法律（昭和 35.7.25 法律第 123 号）

①障害の定義（障害者の雇用促進等に関する法律第 2 条）

身体または精神に障害があるため長期の職業生活の制限を受け、または職業生活が著しく困難なもの。

②対象（別表 9 参照）

身体障害者（身障法による定義と同じ）、知的障害者（精薄福祉法と同じ）、重度身体障害者（労働省令で定める。身障法による 1・2 級及びこれと同程度）

（別表 9）

（１）視覚障害

次に掲げる視覚障害で永続するもの

- ①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）がそれぞれ 0.1 以下のもの
- ②一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
- ③両眼による視野がそれぞれ 10 度以下のもの
- ④両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの

（２）聴覚、平衡機能障害

次に掲げる聴覚又は平衡機能障害で永続するもの

- ①両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 d B 以上のもの
- ②一耳の聴力損失が 90 d B 以上、他耳の聴力損失が 50 d B 以上のもの
- ③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
- ④平衡機能の著しい障害

（３）次に掲げる音声機能、言語機能又は咀嚼機能

- ①音声機能、言語機能又は咀嚼機能の喪失
- ②音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障害で、永続するもの

（４）次に掲げる肢体不自由

- ①一上肢、一下肢又は体感の機能の著しい障害で永続するもの
- ②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ⑤両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑥①～⑤までに掲げるもののほか、その程度が①～⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害。

（５）心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(3) 所得税法 (昭40. 3. 31法律33号)

①障害者の定義 (所得税法施行令第10条、身障法の分類) (別表10参照)

(別表10)

- 障害者 (1) 心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。身体障害者手帳の交付を受けた3~6級のもの
(2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
(4) 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- 特別障害者 (1) 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるもの。身体障害者手帳の交付を受けた1~2級のもの。
(2) 戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までであるとして記載されている者

(4) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38.8.3 法律第 168 号)

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家保障の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

①障害の定義(別表 11 参照)

(別表 11)

- ①軍人軍属等であって次のいずれかに該当する者の申請により交付する。
ア 公務上の傷病により恩給法別表等に定める程度の障害のある者
イ 公務上の傷病について厚生大臣が療養の必要があると認定した者
(注) 本法でいう公務上の傷病には、勤務に関連した傷病を含む
- ②手帳の交付は、都道府県知事が行う。
③手帳には(1)の①、②等についての判断が記載されており、これによって諸給付または他の法令による援護の対象者とされる。

(別表 12) 恩給法別表 (第 49 条の二、三関係)

- 特別項症 一 心身障害の為自己身の日常生活活動が全く不能にして常時複雑なる介護を要するもの
二 両眼の視力が明暗を弁別し得ざるもの
三 両上肢又は両下肢を全く失なひたるもの
四 身体諸部の障害を綜合して其の程度第一項症に第一項症乃至第六項症を加えたるもの
- 第一項症 一 心身障害の為自己身の日常生活活動が著しく妨げられ常時介護を要するもの
二 咀嚼及言語の機能を併せ廢したるもの
三 両眼の視力が視標 0.1 を 0.5 メートル以上にては弁別し得ざるもの
四 レ線像に示されたる肺結核の病型が広汎空洞型にして結核菌を大量且継続的に排出し常時高度の安静を要するもの

- 五 呼吸困難の為換気機能検査も実施し得ざるもの
- 六 肘関節以上にて両上肢を失なひたるもの
- 七 膝関節以上にて両下肢を失なひたるもの

- 第二項症
- 一 咀嚼又は言語の機能を廃したるもの
 - 二 両眼の視力が視標 0.1 を 1メートル以上にて弁別し得ざるもの
 - 三 両耳全く聾したるもの
 - 四 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又は腸骨動脈を発したるもの
 - 五 腕関節以上にて両上肢を失なひたるもの
 - 六 一上肢又は一下肢を全く失なひたるもの
 - 七 足関節以上にて両上肢を失なひたるもの

- 第三項症
- 一 心身障害の為家庭内に於ける日常生活活動が著しく妨げられるるもの
 - 二 両眼の視力が 0.1 を 1.5メートル以上にては弁別し得ざるもの
 - 三 レ線像に示されたる肺結核の病型が非広汎空洞型にして結核菌を継続的に排出して常時中等度の安静を要するもの
 - 四 呼吸機能を高度に妨ぐるもの
 - 五 心臓の機能の著しき障害の為家庭内に於ける日常生活活動に於いて心不全症状又は狭心症症状を来すもの
 - 六 腎臓若は肝臓の機能又は造血機能を著しく妨ぐるもの
 - 七 肘関節以上にて一上肢を失なひたるもの
 - 八 膝関節以上にて一下肢を失なひたるもの

- 第四項症
- 一 咀嚼又は言語の機能を著しく妨ぐるもの
 - 二 両眼の視力が 0.1 を 2メートル以上にては弁別し得ざるもの
 - 三 両耳の聴力が 0.05メートル以上にては大声を解し得ざるもの
 - 四 両睾丸を全く失なひたるものにして脱落症状の著しからざるもの
 - 五 腕関節以上にて一上肢を失なひたるもの
 - 六 足関節以上にて一下肢を失なひたるもの

- 第五項症
- 一 心身障害の為社会に於ける日常生活活動が著しく妨げられるるもの
 - 二 頭部、顔面等に大なる醜形を残したるもの
 - 三 一眼の視力が 0.1 を 0.5メートル以上にては弁別し得ざるもの
 - 四 レ線像に示されたる肺結核の病型が不安定非空洞型にして病巣が活動性を有し常時軽度の安静を要するもの
 - 五 呼吸機能を中等度に妨ぐるもの
 - 六 心臓の機能の中等度の障害の為社会生活活動に於て心不全症状又は狭心症症状を来すもの
 - 七 腎臓若は肝臓の機能又は造血機能を中等度に妨ぐるもの
 - 八 一側総指を全く失なひたるもの

- 第六項症
- 一 頸部又は 幹の運動に著しく妨ぐるもの
 - 二 一眼の視力が 0.1 を 1メートル以上にては弁別し得ざるもの
 - 三 脾臓を失なひたるもの
 - 四 一側拇指及示指を全く失なひたるもの

五 一側総指の機能を廃したるもの

第七項症（現行法の第一款症に相当）

- 一 一眼の視力が0.1を2メートル以上にては弁別し得るもの
- 二 一耳全く聾し他耳尋常の話声を1.5メートル以上にては解し得るもの
- 三 一側腎臓を失なひたるもの
- 四 一側拇指を全く失なひたるもの
- 五 一側示指及至小指を全く失なひたるもの
- 六 一側足関節が直角位に於て強剛したるもの
- 七 一側総趾を全く失なひたるもの

- 第二款症
- 一 一眼の視力が0.1を2.5メートル以上にては弁別し得るもの
 - 二 一耳待った全く聾したるもの
 - 三 一側拇指の機能を廃したるもの
 - 四 一側示指及至小指の機能を廃したるもの
 - 五 一側総趾の機能を廃したるもの

- 第三款症
- 一 心身障害の為社会に於ける日常生活活動が中等度に妨げらるるもの
 - 二 一眼の視力が0.1を3.5メートル以上にては弁別し得るもの
 - 三 一耳の聴力が0.05メートル以上にては大声を解し得るもの
 - 四 レ線像に示されたる肺結核の病型が安定非空洞型なるも再悪化の虞ある為経過観察を要するもの
 - 五 呼吸機能を軽度に妨ぐるもの
 - 六 一側睪丸を全く失なひたるもの
 - 七 一側示指を全く失なひたるもの
 - 八 一側第一趾を全く失なひたるもの

- 第四款症
- 一 一側示指の機能を廃したるもの
 - 二 一側中指を全く失なひたるもの
 - 三 一側第一趾の機能を廃したるもの
 - 四 一側第二趾を全く失なひたるもの

- 第五款症
- 一 一眼の視力が0.1に満たさるもの
 - 二 一耳の聴力が尋常の話声を0.5メートル以上にては解し得るもの
 - 三 一側中指の機能を廃したるもの
 - 四 一側環指を全く失なひたるもの
 - 五 一側第二趾の機能を廃したるもの
 - 六 一側第三趾及第五趾の中二趾を全く失なひたるもの

- ・右に掲ぐる各症に該当せざる傷痍疾病の症項は右に掲ぐる各症に準じ之を査定す
- ・レ線像に示されたる肺結核の病型「日本結核病学会病型分類」に依る
- ・視力を測定する場合に於ては屈折異常のものに付ては矯正視力に依り視標は万国共通視力標に依る

(5) 原爆被害者対策 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6.12.16 法律第 117 号）

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者の健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し、健康診断を行うことにより、その健康の保持及び向上を図る。

①障害の定義

被爆者であって別表 10 に定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明かであるものを除く）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている者に対し、その介護を受けている期間について支給する。（別表 13）

- ①両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
 - ②両耳の聴力損失が 80 デシベル以上のもの
 - ③平衡機能にきわめて著しい障害を有するもの
 - ④音声又は言語機能を喪失したもの
 - ⑤両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
 - ⑥両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑧一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑨一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - ⑩両下肢をショパール関節以上で欠くもの
 - ⑪両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑫一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
 - ⑬一下肢の機能を全廃したもの
 - ⑭体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
 - ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のももの
 - ⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - ⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(6) 医薬品副作用被害救済制度（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和 54.10.1 法律第 55 号）

医薬品の副作用による疾病、障害または死亡に関して、医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと等により、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図る。

①障害の定義

障害年金及び障害児養育年金は、医薬品の副作用により別表 14 に定める程度の障害状態にある 18 歳以上の者（養育年金は 18 歳未満の者を養育する者）に支給されるものである。

（別表 14）

- 1級
- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの
 - 8 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 2級
- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 咀嚼の機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 体幹の機能に歩くことが出来ない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの
 - 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(7) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48.9.18法律第82号）

自然災害により死亡した者の遺族及び自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う。

（災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう）。

①障害の定義

災害障害見舞金は災害（定義は災害弔慰金に同じ）により、次に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

（別表15）

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

- 8 両下肢の用を廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(8) 学校教育法施行令（昭 28.10.31 政令 340）

①盲者等の心身の故障の程度（第 22 条の三）

学校教育法第 71 条の二の政令で定める盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者の心身の故障の程度は、次に掲げるとおりとする。

(別表 16)

- ①盲者：
 - 一 両眼の視力が 0.1 未満のもの
 - 二 両眼の視力が 0.1 以上 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要と認められるもの。
- ②聾者：
 - 一 両耳の聴力レベルが 110 デシベル以上のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが 100 デシベル未満 60 デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。
- ③知的障害者：省略
- ④肢体不自由：
 - 一 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難なもの。
 - 二 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの。
 - 三 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度のもの。
 - 五 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないものうち、六月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの。
- ⑤病弱者：
 - 一 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が六月以上の医療または生活規制を必要とするもの。
 - 二 身体虚弱の状態が六月以上の生活規制を必要とする程度のもの

(9) 予防接種法（昭和 23.6.30 法律第 68 号）結核予防法（昭和 26.3.31 法律第 96 号） 予防接種及び結核予防法の一部を改正する法律（平成 6.6.29 法律第 51 号）

予防接種法及び結核予防法等による予防接種が、伝染性疾患に対して社会防衛状行われる予防的措置であり、関係者がいかに注意を払っても極めてまれであるが、不可塑的に健康被害者が起こりうるという医学上の特殊性があることにかんがみ、予防接種により健康被害を受けた者に対して特別な配慮が必要であるので法的救済措置をもうけたものである。

障害年金は 18 歳以上で予防接種による健康被害を受けて、一定の程度以上の障害の状態にある者に支給される。なお 18 歳未満の者については、その養育者に対し障害児養育年金が支給される。

①障害の定義（予防接種法施行令）

1 級～3 級までである（別表 17 参照）。

（別表 17）

- 1 級 ①両眼の視力が 0.02 以下のもの
②両上肢の用を全く廃したもの
③両下肢の用を全く廃したもの
④前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの
⑤精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑥身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる場合
- 2 級 ①両眼の視力が 0.04 以下のもの
②一眼の視力が 0.02 以下で、かつ、他眼の視力が 0.06 以下のもの
③両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの
④咀嚼又は言語の機能を廃したもの
⑤一上肢の用を全く廃したもの
⑥一下肢の用を全く廃したもの
⑦体幹の機能に高度の障害を有するもの
⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を加えることを必要とする程度のもの
⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 3 級 ①両眼の視力が 0.1 以下のもの
②両耳の聴力が 40 センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの
③咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの
④一上肢の機能に著しい障害を有するもの
⑤一下肢の機能に著しい障害を有するもの
⑥体幹の機能に著しい障害を有するもの
⑦前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑧精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（10）心身障害者世帯向公営住宅の建設等について（昭和 46.4.1 建設省住総発第 51 号）

心身障害者世帯で住宅に困窮しているものを優先入居させるための公営住宅の建設及び優先入居の取扱は、別紙実施要領の定めるところにより行う

①障害者の定義（心身障害者世帯向公営住宅建設等実施要領第二、恩給法及び身障法による分類）

（別表 18）

- （1）戦傷病者にあつては、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第一号表の 3 の第一款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- （2）戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 4 級以上の障害があり、その旨記載された手帳を交付された者

（11）障害者住宅整備資金貸付制度について（昭和 53.5.20 厚生省社更 65 号）

この制度は、障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、障害者の専用居室等を増改築又は改造（維持補修費的なものは除く。以下同じ）するために必要な経費の貸付を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

①障害の定義（別添障害者住宅整備資金貸付要綱第二の 1、身障法の分類による）

身体障害者手帳の所持者でその障害の程度が 1～4 級のもの（身体障害児を含む）。

（12）公営住宅法の一部を改正する法律の施行について（昭和 55.8.1 社生 103 号・建設省住総発第 105 号）

この法律において単身入居の資格を有する者のなかに身体障害者があり次のように定義される。

①障害の定義（身障法及び恩給法の分類）

（別表 19）

- （1）身体障害者福祉法第 15 条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として規定されている者で、身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級～4 級までのもの。
- （2）戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第一号表の二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

（13）郵便による不在者投票について（昭和 50.1.9 社更第 1 号）

選挙人で身体に重度の障害があるものの投票については、政令で定めるところによりその現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができるものとされたこと（公職選挙法第 49 条第二項）

①障害の定義（身障法及び戦傷病者特別援護法、恩給法、戦傷病者特別援護法の分類による）

（別表 20）

（1）身体障害者福祉法第 15 条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に両下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱若しくは直腸若しくは小腸の障害若しくは移動機能の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害の障害若しくは移動機能の障害にあつては 1 級若しくは 2 級、心臓、腎臓、呼吸器若しくはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては 1 級若しくは 3 級である者として記載されている者又は両下肢の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第三条に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事又は指定都市の長が書面により証明した者

（2）戦傷病者については戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法における特別項症から第二項症まで、内蔵機能の障害にあつては特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条の規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者。

（3）二以上の身体上の障害を重複して有する者については、そのうちいずれか一の障害の程度が前期（1）間は（2）に掲げる両下肢等の障害の程度に該当するものであること。また、下肢の障害により第二項症に該当する戦傷病者のうち、対象者は両下肢の障害により第二項症に該当する者に限定されるものであること。

（14）身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57.1.6 社更4号）

①障害の定義（身障法の分類による）

身障法で定めた等級により別途第1種身体障害者、第2種身体障害者を定める。

②種類

・第1種身体障害者

視覚障害（1～3級、4級の1）、聴覚障害（2級及び3級）、肢体不自由（上肢不自由（1級、2級の1及び2級の2）、下肢不自由（1級、2級及び3級の1）、体幹不自由（1～3級）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害（1級及び2級、一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）、移動機能障害（1～3級、一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）、内部障害（心臓機能障害（1～4級）、腎臓機能障害（1～4級）、呼吸器機能障害（1～4級）、膀胱又は直腸機能障害（1～3級）、小腸機能障害（1～4級）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（1～4級）

前記に掲げる障害を二つ以上有し、その障害の総合の程度が各等級に準ずるものも第1種身体障害者とされること。

・第2種身体障害者

第1種身体障害者以外の身体障害者。

(15) 身体障害者航空旅客運賃の割引について（昭和55.6.5社更98号）

①障害の定義

等級は身障法の分類による。

②種類

- ・第1種身体障害者（身体障害者に対する旅客運賃の割引による）

視覚障害（1～4級）、聴覚障害（1～4級）、平衡機能障害（1～3級）、音声機能、言語機能又は咀嚼機能障害（1～3級）、肢体不自由（下肢不自由（1～4級）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）（1～4級）、膀胱もしくは直腸の機能障害（1～4級）

- ・第1種身体障害者以外の障害者

5. 身体障害者の福祉施策

(1) 更生援護のための施策

①身体障害者手帳の交付（法第15～17条、令第1～5条、規第4～8条）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等身体障害者福祉法上の各種の援助を受ける場合はもちろん、税の減免、鉄道運賃の割引等本章で述べる各種の制度を利用するための、いわば身体障害者であることの証票として交付するものである。

ア、交付対象者

法別表に該当する障害のある者（18歳未満の者も含む）

イ、交付申請手続き

- ・都道府県知事の指定する医師の診断書及び意見書を添付すること。
- ・福祉事務所長を経由して知事に申請する。ただし、福祉事務所を設置しない町村の居住者は、町村長及び福祉事務所長を経由して知事（指定都市市長）に申請する。
- ・15歳未満の者について保護者が代わって申請する。

ウ、指定する医師

「身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準」（昭和29.5.28厚生大臣告示第140号）

エ、障害等級

身体障害者手帳の交付にあたっては、障害等級を判定し、手帳に記載する。

「身体障害者障害程度等級表」（別表1参照）

②援護の実施機関等

7、身体障害者更生相談所（法第11条、規則第1条）

～業務～

- ・身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・身体障害者の医学的・心理学的及び職能的判定業務
- ・補装具の処方及び適合判定業務
- ・市町村が行う援護の実施に関し、身体障害者更生援護施設への入所又は利用に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務

～設置主体～

- ・都道府県（必置）、指定都市（任意設置）

～留意事項～

- ・福祉事務所に身体障害者福祉司をおいていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導については、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（法第9条第4項）。
- ・市町村長は、補装具の処方及び適合判定など特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とするときには、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない（法第9条第5項）。
- ・身体障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、身体障害者に関する特に専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導については、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（法第9条の2第3項）

4、身体障害者福祉司（法第11条の2～第12条）

～業務～

「都道府県の身体障害者福祉司（必置）」

身体障害者更生相談所において次の業務を行う。

- ・市町村が行う援護の実施に関し、身体障害者更生援護施設への入所又は利用に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助及びこれらに付随する業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。
- ・身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務

「市町村の身体障害者福祉司（任意設置）」

福祉事務所において次の業務を行う。

- ・福祉事務所の所員に対する技術的指導
- ・福祉事務所における相談及び指導業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの

ウ、身体障害者相談員（法第12条の3）

～業務～

- ・身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- ・身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- ・身体に障害のある更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- ・身体に障害のある者に対する国民の認識と理解を深めるため関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。

エ、民生委員（民政委員法 昭和23.7.29 法律第198号）

～設置～

民生委員は、市（特別区を含む、以下同じ）町村の区域に置き（第3条）、その定数は厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ）が、区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）の意見を聞いて、これを定める（第4条）。

～業務～

民生委員の職務は、以下のとおりとする。

- ・常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと。
- ・保護を筆要する者を適切に保護指導すること。
- ・社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。
- ・社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員は、前項の業務を行う他、必要に応じて、生活の指導を行う（第14条）。民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、かつ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない（第15条）。

民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。違反した民生委員は、規定に従い解嘱せられるものとする（第16条）。

オ、診査、更生相談（法第18条）

身体障害者の診査及び更生相談を行う。

～実施主体～

市町村

～業務～

- ・医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。
- ・公共職業訓練施設の行う職業訓練又は職業斡旋を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。
- ・身体障害者更生援護施設へ入所、通所又は利用を必要とする者に対しては、入所等の措置

を行うこと。

・その他更生に必要な事項につき指導すること。

・在宅重度身体障害者訪問診査

身体の障害により日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障害者に対して医師、P T 等を派遣して診査及び更生相談を行う。

～訪問診査の対象～

歩行困難等のため身体障害者更生相談所が実施する巡回相談に参加することが困難な在宅重度身体障害者であって、身体的、地理的条件等により受診の機会が少ない者。

～訪問診査班の編成等～

医師、看護婦、身体障害者福祉司等により診査班を編成し、法第15条の指定医師等の協力を得て行う。

～診査、更生相談の内容～

(診査事項)

全身状態の所見及び障害局所の診断

(評価事項)

- －諸関節の動き
- －麻痺側近く及び視・聴覚の状況
- －筋力、握力の程度
- －巧緻度
- －日常生活動作（ADL）の状況

(助言、指導等)

- －リハビリテーション器具等の利用の仕方及び起立、歩行、背屈、寝返り、ほふく、手指動作、変形矯正訓練等の実地指導
- －褥創の手当等の家庭でできる手当の仕方及び医療を必要とする者に対する各種の保健指導
- －各種医療保険制度、身体障害者福祉法による更生医療制度、生活保護法による医療扶助制度等の活用に関する指導
- －補装具の給付及び装着訓練の実施
- －施設入所、住宅改造等に関する相談指導及び関係機関への紹介

(その他の必要事項)

か、更生医療の給付（法第19条）

身体障害者が更生のために必要とする医療（更生医療）を給付する。なお、医療の給付が困難なときはそれに要する費用を給付する。

～実施主体～

市町村

～更生医療の範囲～

更生医療とは、身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的とした医療である。

～給付内容～

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送

(注) 診療方法、診療報酬は健康保険の例による。

～受給手続き～

市町村に所定の申請書を提出し、更生医療券の交付を受け、指定医療機関で医療の給付を受ける。

(注) 現物給付を原則とするが、やむを得ない理由があるときは金銭給付を行う。

～費用負担～

- ・医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用ある場合は、その残額(本人負担分)を給付の対象とする。
- ・本人又は扶養義務者は、一定以上の所得がある場合には、所得に応じ費用の一部又は全部を負担する。

～留意事項～

18歳未満の者については、児童福祉法の育成医療が適用される。

ろ、補装具の交付(法第20条)

身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。

～実施主体～

市町村

～補装具の種類～

- ・視覚障害者用
盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器
- ・聴覚障害者用
補聴器
- ・音声、言語機能障害者用
人工喉頭
- ・肢体不自由者用(主に)
義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、収尿器、歩行補助杖、頭部保護帽、座位保持装置

- ・内部障害者用
ストマ用装具

～受給手続き～

市町村に所定の申請書を提出し、補装具交付券（修理）券の交付を受け、指定の業者から交付又は修理を受ける。

～費用負担～

更生医療に同じ。

～留意事項～

18歳未満の者については、児童福祉法（第21条の6）が適用される。

（2）在宅身体障害者のための施策

①「障害者の明るいくらし」促進事業（「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について平成10.7.24障第434号）

7、事業の概要

都道府県及び指定都市が実施する障害者の社会参加促進のための事業を補助する。

1、実施主体

都道府県及び指定都市（事業の一部を都道府県障害者社会参加推進センター、障害者福祉団体等に委託することができる。）

2、事業内容

～必須事業～

- ・「障害者110番」運営事業

障害者等の権利擁護にかかる相談等に対応

- ・相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び精神薄弱者相談員等を対象に具体的な事例を用いた研修を実施

～選択事業～

< 共通分野 >

第1 情報支援

- ・点字・声の広報等発行事業

点字広報・声の広報等の発行

- ・点字による即時情報ネットワーク事業

新聞等の最新情報をコンピュータネットワークにより点字図書館等で出力・閲覧・紙上交流事業

障害者本人の活動紹介や意見発表などの情報交換を行う交流誌の発行

- ・社会資源活用情報等提供事業
社会資源及び各種保健福祉サービス等の情報を提供

第2 生活訓練

- ・生活訓練事業
障害者等に対する日常生活上必要な訓練・指導（歩行、身辺・家事管理、福祉機器の活用、社会資源の活用、点字・手話、ストマ用装具に関すること等）
- ・音声機能障害者発声訓練、指導者養成事業
咽頭摘出者に対する発声訓練及びその指導者養成
- ・家族教室等開催事業
障害者の家族等を対象に、障害に対する基礎知識、自立のための保健福祉施策、家族の役割等を内容とした家族教室等の開催

第3 スポーツ振興等地域交流支援

- ・スポーツ教室開催事業
障害者スポーツ教室開催による障害者の体力増強等及び障害者スポーツの普及
- ・スポーツ大会開催事業
障害者スポーツ大会開催による障害者スポーツの普及及びスポーツを通じた交流の活性化
- ・スポーツ指導員養成事業
障害者スポーツに関する知識、技能等を有する障害者スポーツ指導員の養成
- ・レクリエーション教室開催事業
各種レクリエーション教室の開催
- ・文化・芸術活動振興事業
障害者の作品の絵画展、陶芸展への出展及び音楽会への参加等の機会の提供

第4 啓発広報

- ・障害に関する正しい知識の普及啓発事業
障害の正しい理解と偏見・差別是正のための普及啓発活動
- < 障害別分野 >

第5 身体障害者支援

- ・奉仕員等養成・派遣事業
 - 点訳、朗読、要約筆記奉仕員の養成
 - 要約筆記奉仕員の派遣
 - 手話奉仕員の養成、派遣
 - 手話通訳者の養成、派遣
- ・手話通訳設置事業
手話通訳の福祉事務所等公的機関への設置
- ・字幕入りビデオカセットライブラリー事業
字幕、手話を挿入したビデオカセットテープの作成・貸出

- ・自動車運転免許取得、改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成

- ・外出介護員（ガイドヘルパー）ネットワーク事業

重度視覚障害者、全身性障害者の都道府県間を移動する場合の外出介護員（ガイドヘルパー）確保のためのネットワーク整備

- ・盲導犬育成事業

盲導犬育成に要する費用の助成

第6 知的障害者支援

第7 精神障害者支援

<特別事業>

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業

盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成・研修

- ・手話通訳者特別研修事業

手話通訳者を対象とした、より高度な通訳技術習得のための研修

<全国障害者スポーツ大会開催事業>

- ・全国身体障害者スポーツ大会開催事業

- ・全国精神薄弱者スポーツ大会開催事業

②市町村障害者社会参加促進事業（市町村障害者社会参加促進事業の実施について（平成10.7.24章第435号）

障害者の最も身近な市町村において、地域の実情や障害者のニーズに応じた事業を実施することにより、障害者の社会参加を促進し、もって障害者の増進に資することを目的とする。

7、実施主体

厚生大臣の指定する市町村（指定都市を除く。特別区及び中核市を含む）（事業の一部を地域の障害者福祉団体等に委託することができる）。

イ、実施方法

基本事業（14大事業）についてはおおむね1/2以上の事業を選択し実施する。なお、事業数の算定は、本事業の選択事業と同様の事業を実施している場合は、その事業を含めて差し支えない。

また、リフト付福祉バス運行事業及び市町村障害者計画策定試行的事業については、原則として基本事業を実施する市町村において実施できるものとし、補助期間は当面リフト付福祉バス運行事業は5年間、市町村障害者計画策定試行的事業は1年間とする。

ウ、事業内容

<基本事業>

～コミュニケーション支援～

- ・奉仕員等養成・派遣事業
 - 点訳、朗読、要約筆記奉仕員の養成
 - 要約筆記奉仕員の派遣
 - 手話奉仕員の養成、派遣
- ・手話通訳設置事業
 - 手話通訳の福祉事務所等公的機関への設置

～情報支援～

- ・点字・声の広報等発行事業
 - 点字広報・声の広報等の発行

～移動支援～

- ・自動車運転免許取得・改造助成事業
 - 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成
- ・重度身体障害者移動支援事業
 - リフト付き乗用車の運行

～生活訓練～

- ・生活訓練事業
 - 障害者等に対する日常生活上必要な訓練・指導（歩行、身辺・家事管理、福祉機器の活用、社会資源の活用、点字・手話等）
- ・スポーツ振興等地域交流支援
 - スポーツ教室開催事業
 - 障害者スポーツ教室開催による障害者の体力増強等及び障害者スポーツの普及
 - スポーツ大会開催事業
 - 障害者スポーツ大会開催による障害者スポーツの普及及びスポーツを通じた交流

～福祉機器リサイクル～

- ・福祉機器リサイクル事業
 - 不要な福祉機器の斡旋

～知的障害者支援～

～精神障害者支援事業～

<リフト付福祉バス運行事業>

<市町村障害者計画策定モデル事業>

③市町村障害者生活支援事業（市町村障害者生活支援事業の実施について 平成8.5.10社援更第133号）

在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等を総合的に実施することで障害者の自